

「地域資源としての公文書・地域資料を散逸させないために

—県立歴史館の史料収集と公開—

村石 正行

はじめに

1 現在の「文書」散逸をめぐる現状をどうとらえるか。

「非常時の災害」と「平時の災害」

2 公文書「等」をめぐって

(1) 「長野県公文書等の管理に関する条例」の制定と課題

(2) 「なんのため」に残すのか。

(3) これまでの長野県の史誌編纂のとりくみと信濃史学会の立場

- ・戦前 図書館設置と「長野県史」編纂のリンク 「県外流出中世文書」収集
- ・戦後 信濃史料・長野県史編纂と図書館 「近世地方文書」収集
- ・知事部局による「長野県政史」・「県政資料室」 「公文書」管理
- ・修史事業と信濃史学会→「県立古文書館（県立文書館）」設立の請願へ

(4) 何を残していくべきか。

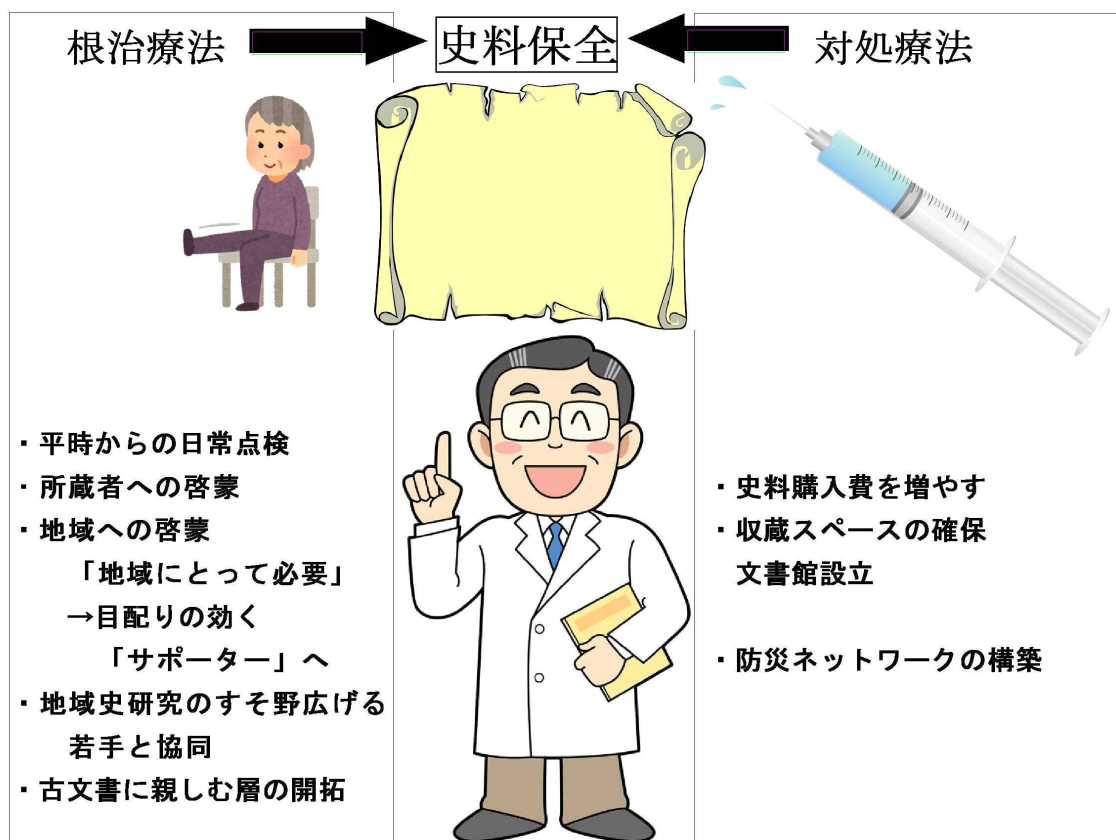
- ・地域住民の過去・現在そして未来を語るものをトータルにとらえる(＝「地域資源」)
cf. 文化財 「我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」(文化財保護法)
文化遺産「文化財とともにその周辺環境、景観・産業科学を含む地域を「面」「空間」としてとらえた概念」(文化審議会答申)
→公文書や図書資料、民間未指定資料などは含みづらい
- ・県文化政策として「地域資源」トータルで保全していく
市町村との情報シェアと「長野県版散逸防止セーフティネット」

3 平成7年 複合館としての県立歴史館の課題と取り組み

・「文化振興事業団委託」によるスタート 条例上は博物館施設・公文書館ではない
 文献史料課が「公文書館」相当施設
 →平成17年度直営後もかわらず

・文献史料課 課長1名 行政文書・現代史担当 1名 古文書担当1名
 会計年度職員4名

・収集・保全一県にとって重要な「地域資源」の散逸を防ぐために一



おわりに

・「収集」と「公開」のバランス

・ 収集した文書だけでなく収集しなかった文書の情報も残す

・ 長野県の取り組みを振り返るとともに、今後いかにあるべきかをシンポジウムで共有していきたい

